

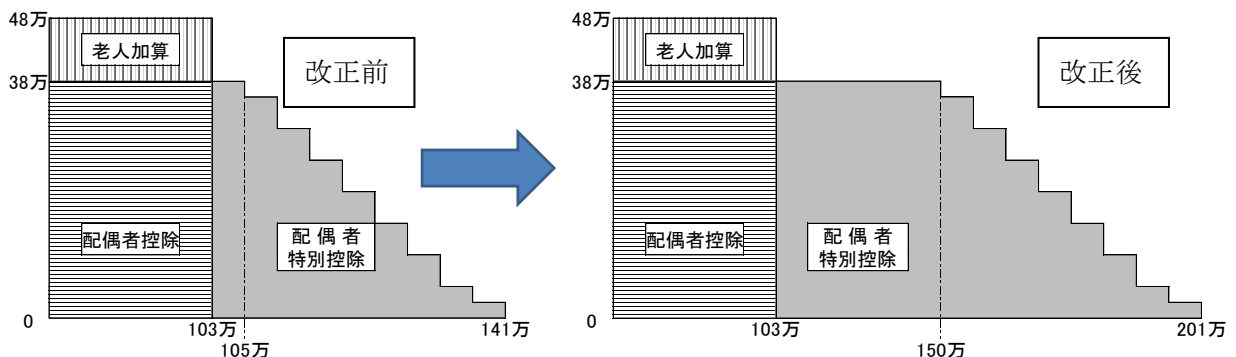
103 万円の壁の改正と あまり知られていない秘密

平成 30 年 1 月作成



昨今は税制改正というとはほぼ増税項目ばかりが注目されますが、その中でも世間の関心を引いた**減税項目に配偶者控除の改正**がありました。もっとも、この項目についても増税と抱き合わせの条件付きです。増税内容は本人の所得が 900 万円（給与収入 1,120 万円）超の人に関してだけなので、今回はそれ以外の話をします。適用は平成 30 年からです。

まず、世間で言われていたのがよく耳にする「103 万円の壁」というものがあり、サラリーマン（に限りませんが）の配偶者で、扶養の範囲内でパート等を行っている人が、その壁の手前までの収入に抑えて働く人が多い事が問題視されていました。その対策としてどうやらその壁が「150 万円の壁」になり、配偶者が扶養の範囲内でもう少し収入を増やせるようになるという話が出てきました。そして、実際に改正された内容については下図をご覧ください。配偶者（特別）控除額のイメージです。



まず、元々103 万の壁と言われていたのは配偶者控除の適用範囲です。上図では横線で塗られている範囲の事です。見てわかる通り、横線の範囲は改正後も変わっていません。変わったのはグレーで塗られている範囲です。細かい違いですが、改正前の左の図のグレー部分が減り始めるのは 103 万円ではなく 105 万円ですね。一般のサラリーマン世代にとってはあまり大きな違いはありませんが、重要なのは縦線で塗られている「老人加算」という部分です。配偶者の年齢が 70 歳以上の配偶者の場合に配偶者控除が 10 万円増えるというものです。最近では高齢者も元気に働いているケースが多数みられますが、70 歳以上の人にとっては文字通り 103 万円の壁があり、この部分は今回の改正では変更されていないため、103 万円以上の給与をもらおうと配偶者控除の額が 10 万円減ってしまうのです。

さらに細かい話ですが、この 103 万円の壁は給与所得者に限った話で、103 万円の内訳は「38 万円（基礎控除相当額）+65 万円（給与所得控除の最低金額）=103 万円」となっています。しかし、住民税の基礎控除は 33 万円であるため、所得税等の配偶者控除は受けることができて、住民税は課税されてしまうのです。そうすると、住民税の非課税世帯だけが受けられる制度というものの対象外となってしまうこともあります。最後に、上記の通り 103 万円の壁というのは給与所得控除を考慮した額であるため、パート等ではなく、例えば自宅で趣味程度の書道やパッチワークなどの教室を行うことにより給与以外の収入を得ていた場合にはそれらの合計所得が 38 万円を超えると配偶者控除を受けられないことになることもあまり知られていないことです。また、社会保険の加入基準に変更はない点にも注意が必要です。